

## 議案第40号

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年白岡町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月4日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

### 提 案 理 由

被害者参加人として裁判所等に出頭する場合について官公署出頭休暇の対象とする旨の人事院規則の改正が行われることに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。